

平成 29 年 7 月 26 日

文化庁長官官房著作権課
著作物流通推進室 企画調査係 御中

著作権等管理事業法施行規則の一部を改正する省令案への意見(1)

- ①氏名:ネットワーク音楽著作権連絡協議会
- ②性別:該当なし
- ③職業:該当なし
- ④住所:東京都千代田区三崎町 2-16-9 イトービル 4F
- ⑤電話番号:03-5226-8550
- ⑥意見:
施行規則 14 条

著作権等管理事業法施行規則(以下「施行規則」という)14 条改正案は、「疎明資料に記載すべき事項を明文化し、文化庁長官が意見聴取の状況を適切に把握できるようにするため」、疎明資料において、①意見徴収の年月日、②意見聴取の相手方である利用者の氏名又はその団体の名称、③意見聴取の方法、④聴取した意見の内容、⑤前号の意見を反映した場合にあっては使用料規程の該当箇所、⑥届出前の使用料規程を公表したか否かの別(公表した場合にあっては、公表の年月日及び方法を含む。)を記載することを求める。他方で、御庁の公表した「改正概要」によれば、上記に列挙された事項について、記載すべき内容がない場合にはその旨を記載すればよいとのことである。

施行規則 14 条は、「著作権等管理事業者は、使用料規程を定め、又は変更しようとするときは、利用者又はその団体からあらかじめ意見を聴取するように努めなければならない」旨の著作権等管理事業法(以下「法」という)13 条 2 項が定める著作権等管理事業者の意見聴取努力義務を著作権等管理事業者が履行したことを疎明する書面であるから、その記載事項については当然のことながら法 13 条 2 項の努力義務の内容を體現したものでなければならない。さもなければ、いかに疎明資料の記載事項を明定したとしても、疎明資料は形式的な空虚なものになりかねないからである。

この点、法 13 条 2 項の著作権等管理事業者の意見聴取努力義務について解釈したこれまでのところの唯一の司法判断である知財高判平成 24 年 2 月 14 日は、「[管理事業法 13 条]2 項所定の義務が、形式的には努力義務にすぎないとしても、著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を周知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」と判示している。したがって、疎明資料に記載すべき事項も当該判示を踏まえた内容にする必要がある。

すなわち、上記知財高判は、使用料規程の内容を「周知させ」、さらに「利用者の納得を得る」必要がある旨判示しているのであるから、疎明資料の記載事項としても、施行

規則第 14 条改正案の 1 号から 6 号に加え、(a)著作権等管理事業者がその使用料規程を周知するために実施した施策、(b)利用者の納得の有無、(c)納得が得られたと考える場合にはその根拠、を求めるべきである。

また、これまでは、どのような疎明資料を文化庁長官に提出するかは著作権等管理事業者に委ねられていたこともあって、当該疎明資料は、法 13 条 2 項の意見聴取努力義務を尽くしたことの疎明資料として全く機能しておらず、制度が形骸化していたことに鑑みれば、「記載すべき内容がない場合にはその旨を記載すればよく」などと明言することは妥当ではなく、かかる記述は削除されるべきである。

以上